空港の指定管理者管理運営状況等の評価委員会

日時：　令和８年７月 16 日（木）
　　10 時 00 分～11 時 00 分
場所：　都庁第二本庁舎９階９Ａ会議室

次　　第

１　開　会

２　委員の御紹介、委員会の成立

３　議　事

（１）　委員長の選出

（２）　指定管理者の管理運営状況等の評価等について

４　閉　会

【資料】

評価委員名簿
座席表
空港の指定管理者評価委員会設置要綱
資料１「東京都八丈島空港　空港施設の指定管理及び評価について」
資料２「指定管理者の評価について」
資料３「一次評価基準」
資料４「空港の指定管理に係る評価結果（一次評価）」
資料５「空港の指定管理に係る二次評価（案）」
参考資料　・八丈島空港指定管理年度実績（令和７年度）
　　・経営基盤計算書

空港の指定管理者管理運営状況等の評価委員会　委員名簿

氏　名	職　　名　　等
小宮山　榮	公認会計士
香川　裕彦	一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
轟　朝幸	日本大学理工学部長

令和８年度　空港の指定管理者管理運営状況等の評価委員会
座席表

場所：　令和８年７月１６日（木）
　　１０時００分～１１時００分
日時：　第二本庁舎９階　会議室　９Ａ

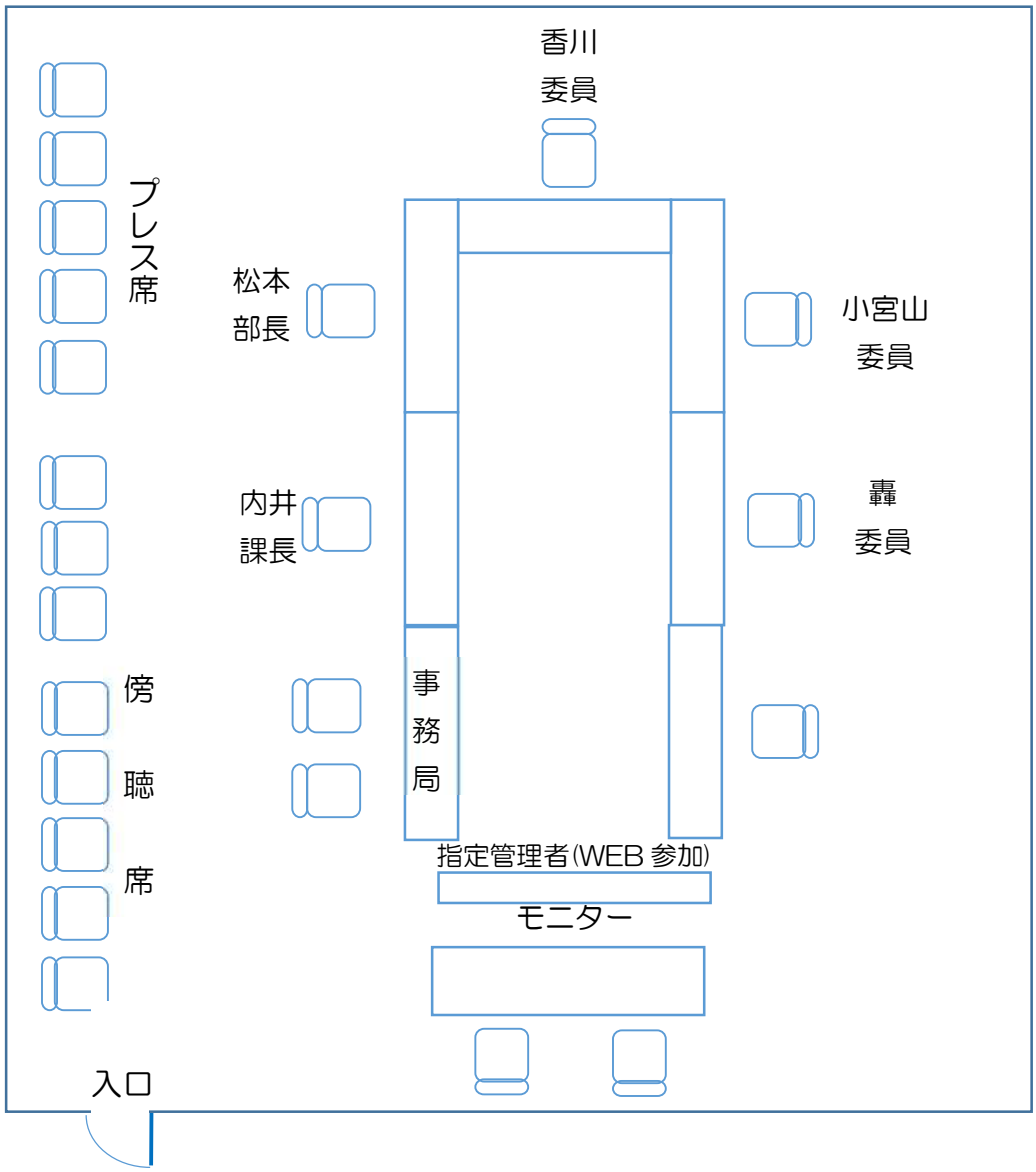

空港の指定管理者評価委員会設置要綱

制定　平成２９年５月３１日付２９港島管第８０号
改正　令和３年３月２３日付２港島管第１２０９号

（設　置）

第１　東京都営空港条例（昭和３７年東京都条例第５３号。以下「条例」という。）第１６条第２項の規定に基づき、条例第２条に規定する空港の指定管理者として指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が実施した施設の管理運営状況等を東京都港湾局長（以下「局長」という。）が評価するため、空港の指定管理者管理運営状況等の評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２　評価委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

(1)　条例、東京都営空港条例施行規則（昭和３７年東京都規則第７６号）その他の規程、空港指定管理者選定要項、空港の管理運営基準及び空港の管理に関する基本協定等に基づく、指定管理者が実施した施設の管理運営状況等の評価

(2)　特命要件の状況の継続に関して評価委員会に付議された事項

(3)　前各号に掲げるもののほか、評価を行うに当たり必要な事項

（組　織）

第３　評価委員会は、次に掲げるもののうち、局長が委嘱する委員３名により組織する。

(1)　公認会計士（１名）

(2)　学識経験者（２名）

２　委員長は、前項の委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

（委員長の職務及び代理）

第４　委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

２　委員長に事故があるときは、第３の１の委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（任　期）

第５　委員の任期は、局長から委嘱を受けた日から当該委嘱に係る指定管理者の評価について港湾局が公表する日までとする。

（評価委員会）

第６　評価委員会は、局長が招集する。

２　評価委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

３　評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　評価委員会は、非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止である場合を除き、原則公開とする。

（守秘義務）

第７　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶　務）

第８　評価委員会の庶務は、東京都港湾局離島港湾部管理課において行う。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年５月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月２３日から施行する。

東京都八丈島空港　空港施設の指定管理及び評価について

資料１

１　指定施設の役割及び制度導入に至る経緯

◆開港の経緯及び当該施設の役割

八丈島空港は、八丈島の航空輸送を確保し、島民の生活安定、産業の振興等に資することを目的とし、昭和37年5月に最初の都営空港として供用開始。
八丈島の中央部に位置し、八丈島と羽田を結んでおり、船舶に比べて航空機による渡航が多く、島の玄関口として大きな役割を担っている。

ジェット機……昭和57年4月に伊豆諸島で最初にジェット化。現在、東京国際空港（羽田空港）との間に、1日3便ジェット機が就航中。

ヘリコプター…八丈島空港は青ヶ島、御蔵島、三宅島、大島、利島を結ぶヘリコミューター「愛らんどシャトル」の拠点にもなっている。

◆指定管理者制度導入に至る経緯

供用開始以来、空港の管理・運営は都の職員により直営で行ってきたが、以下の効果を見込み、指定管理者制度を導入。

【民間活力の活用】民間活力の発揮、地域振興の活性化

【継続的な人員の確保】空港管理に必要な人員を確実に確保

【技術等の継承】専門知識及びノウハウの継続的な蓄積、業務の技術的継承

２　指定管理者の概要

社　　名：八丈島空港ターミナルビル株式会社
指定期間：第1期…平成28年4月1日～令和　3年3月31日
　　第2期…令和　3年4月1日～令和　8年3月31日
　　第3期…令和　8年4月1日～令和13年3月31日
設　　立：1980年（昭和55年）7月24日
組　　織：役員数11名(令和8年6月19日現在)・社員数68名(令和8年4月1日現在)
業務概要：空港管理事業・不動産事業・受託事業・レストラン事業・販売事業
指定管理業務の範囲：以下のとおり。

①空港土木施設等の維持管理業務	⑥使用料徴収業務
②航空灯火等の維持管理業務	⑦空港保安対策業務
③空港警備・鳥獣防除業務	⑧規制業務
④駐車場管理業務	⑨利用者満足度調査
⑤空港の運用業務	⑩その他

３　特命理由

◆特命選定要件（「東京都指定管理者制度に関する指針」より）
山間や島しょなどに設置され、地理的に事業者の参入機会が限定される施設

（１）当該施設は、東京の南方海上約２９０kmに位置する八丈島（東京都八丈町）にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される施設である。
（２）専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性がある。

上記の理由から、当施設については八丈島空港ターミナルビル株式会社を指定管理者として特命選定する。

４　評価

「東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針」に基づき、当該年度終了後、指定管理者の年間を通じた管理運営状況について評価を行うこととされている。
今回は、令和７年度の指定管理業務についての評価となる。

◆これまでに挙がった評価された点・改善すべき点

● 評価された点

・防災・防犯に係る情報収集、訓練を工夫して実施しており、空港の安全性の確保に努めている。（平成28年度、令和２、３、４、６年度）

・年間事業計画のとおり事業が実施されており、適切に空港管理が行われている。特に、路面剥離防止対策について創意工夫が見られる。（平成30年度）

・ホームページやSNSの活用による情報発信及び空港への理解促進を図る各種イベントの開催をしている。（毎年度）

● 改善すべき点

・自己点検で立入管理に係る台帳の整理が不十分であった。（平成31年度）

・利用者の声を事業に適切に反映させるため、アンケートの回収件数を増やす検討やQRコードを活用した収集を行うべき。（令和２、６年度）

資料２

指定管理者の評価について

評価の目的

○　協定記載業務の履行、指定管理者が守るべき事項の遵守を確認
○　サービス実施状況、利用者満足度等をチェックし、管理運営業務に反映

⇒ 利用者サービスの一層の向上
施設運営の継続的な改善

評価の流れ

管理運営状況の確認（八丈支庁）	施設の日常の管理状況や業務報告書、利用者アンケート、財務諸表等により、管理運営状況、利用者満足度、指定管理者の財務状況等を確認する。
一次評価（港湾局）	管理運営状況の確認結果等を踏まえ、一次評価を行う。合わせて、指定管理者の財務状況や特命要件の確認を行う。
二次評価（評価委員会）	施設の設置目的等を踏まえた上で、各種資料をもとに一次評価の内容を検証し、管理運営状況や事業効果等について専門的な評価を行うとともに、サービス水準の向上、効率的運営等に関する助言を行う。
総合評価（港湾局）	二次評価の結果に基づき、総合評価を決定する。
結果公表（港湾局）	施設名、評価結果、評価委員会委員の氏名等を web サイトで公表する。

一次評価採点基準

資料３

大項目	中項目	確認項目	評価資料	評価の観点	評価基準
管理状況	適切な管理の履行	人員配置	評価報告書 年間作業計画書・実績書 ヒアリング	計画に対する実績	確認項目ごとに別紙2-2における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		人材育成の取組			
		施設の使用許可等			
		場内管理			
		施設管理			
		運用管理			
		施設の清掃			
	安全性の確保	防災への配慮	評価報告書 ヒアリング	協定基準等の遵守	確認項目ごとに別紙2-3における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		防犯への配慮			
		緊急時対策			
		施設・設備管理に関する書類等の整理			
		事故への対応			
	法令等の遵守	個人情報保護の取組	評価報告書 管理状況調査チェックシート	協定基準の遵守	確認項目ごとに別紙2-4における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する（該当がない場合「該当なし」とする。）。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		情報公開の取組	評価報告書 ヒアリング		
		各種法令等の遵守			
		利用記録等各種情報の管理	管理状況調査チェックシート	適正な文書・情報管理	
		情報事故への対応	評価報告書 ヒアリング	適正な対応	
	適切な財務・財産管理	収支状況	収支決算報告書	適正な予算管理	委託料に対する収支差額比率が±10%未満の範囲であれば「水準どおり」とする。それ以外の場合は「水準を下回る」とする（別紙2-5）。
		経理処理	管理状況調査チェックシート	適正な処理	別紙2-5における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。全ての項目について「適正」であり、かつ特筆すべき取組を行っていれば「水準を上回る」、全ての項目について「適正」であるが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、「一部不適正」及び「不適正」が一つでもある場合、「水準を下回る」とする。
		都有財産等（物品・現金等）の管理			確認項目ごとに別紙2-5における項目を「適正」、「一部不適正」、「不適正」の3段階で評価する。5項目のうち4項目以上が「適正」かつ「不適正」な処理がない場合は「水準どおり」、「不適正」な処理が1項目でもある場合、「水準を下回る」とする。
		経理・現金に関する書類等の管理			
事業効果	事業の取組	利用者サービス向上に向けた取組	評価報告書	PDCAサイクルに沿った取組	各事業について「計画の実施」、「実施結果の分析」、「改善策の実施」、「特記事項」の観点で未実施（0点）、実施（1点）、著しく効果的に実施（2点）の3段階評価を行い、合計点の全事業平均が0.75点以上1.5点未満の範囲を水準とする（別紙2-6）。
		利用促進への取組（広報、PR等）			
	利用の状況	利用件数	空港使用実績	空港利用件数	5過年度分の利用実績平均±10%以内の範囲を水準とする（別紙2-7）。
	利用者の反応	職員の接客対応	利用者アンケート	利用者の評価に対する取組	各項目ごとに、利用者の評価に対して、適切に対応しており、かつ特筆すべき対応を行っていれば「水準を上回る」、適切に対応しているが、特筆すべき取組がない場合は「水準どおり」、対応が不十分であれば「水準を下回る」とする。
		施設設備の状況			
		利用条件			
	行政目的の達成	施設の目的達成	評価報告書	関係機関との連携	関係機関と連携を図ることにより、著しい成果や効果を発揮した場合は「水準を上回る」、関係機関と連携を図ることにより、円滑に計画の策定や業務を遂行した場合は「水準どおり」、関係機関と効果的な連携が図れなかった場合は「水準を下回る」とする（別紙2-8）。

空港の指定管理に係る評価結果（一次評価）

資料4

大項目	中項目	確認項目	配点	水準を上回る 2点	水準どおり 1点	水準を下回る 0点
管理状況	適切な管理の履行	協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか				
		人員配置（配置数、配置箇所、専門性等）	×1		○	
		人材育成の取組（専門性向上、接遇向上等）	×1		○	
		施設の使用許可等（適正な手続き処理）	×1		○	
		場内管理（緑地管理等）	×1		○	
		施設管理（空港土木施設、航空灯火、空港内設備等）	×1		○	
		運用管理（運用業務、空港警備、鳥獣防除、駐車場等）	×1		○	
		施設の清掃	×1		○	
		【評価の内容】 事業計画及び管理運営基準に基づき、人員配置、人材育成、施設管理、運用管理等の各業務を適切に実施している。配置計画に沿った人員体制を維持するとともに、空港管理業務に必要な研修やOJT、能力確認を継続的に実施し、職員の知識・技能向上に努めている。				
	安全性の確保	施設の安全性は確保されているか				
		防災への配慮（安全管理活動を含む）	×1	○		
		防犯への配慮	×1		○	
		緊急時対策（航空機不法事等対策、救急患者へり時間外対応を含む）	×1	○		
		施設・設備管理に関する書類等の整理	×1		○	
		事故への対応	×1		○	
		【評価の内容】 各種点検・訓練を適宜実施し、安全性の確保に努めている。 特に、防災への配慮として、ガイドラインの改訂に合わせた内容の訓練を行っており、 昨年度の台風22号による発災時にはＡ２-ＨＱを設置し、各機関との情報共有を図るなど、今までの自然災害訓練の経験を活かすことができている。 また、台風の被害を振り返り、備蓄水の追加配備をした。				
	法令等の遵守	個人情報保護、報告等は適切に行われているか				
		個人情報保護の取組（内部規定の策定、研修等）	×1		○	
		情報公開の取組（都への協力）	×1		○	
		各種法令等の遵守	×1		○	
		利用記録等各種情報の管理	×1		○	
		情報事故への対応	×1		○	
		【評価の内容】 関係法令を遵守し、適正に管理している。				
	適切な財務・財産管理	適切な財務運営・財産管理が行われているか				
		収支状況	×1		○	
		経理処理	×1		○	
		都有財産等（物品・現金等）の管理	×1		○	
		経理・現金に関する書類等の管理	×1		○	
		【評価の内容】 現金や貸与物品等について、適切に管理している。				
事業効果	事業の取組	事業計画どおりのサービスが提供されているか				
		利用者サービス向上に向けた取組	×2	○		
		利用促進への取組（広報、PR等）	×2	○		
		【評価の内容】 事業計画に基づく各種利用者サービス及び利用促進事業を着実に実施している。空港見学イベントやクリスマスナイトツアー、「空の日」イベントなどを通じて空港への理解促進及び親しみやすい空港づくりに取り組んだ。				
	利用の状況	事業計画どおりの利用状況となっているか				
		利用件数	×2	○		
		【評価の内容】 令和７年度は定期便・プライベート機・公用機あわせて2,179機の利用があった。 過去５か年の平均比＋10%を達成した。				
	利用者の反応	利用者の満足を得られているか。				
		職員の接客対応	×2		○	
		施設設備の状況	×2		○	
		利用条件	×2		○	
		【評価の内容】 個人利用者の満足度は高評価を維持している。				
	行政目的の達成	行政と連携を図り施設の目的を達成しているか。				
		施設の目的達成（関係機関との連携）	×2		○	
		【評価の内容】 東京都事業の外国人富裕層の向けファムトリップの実施に協力し、引き続きビジネスジェットの受入を行った。				

空港の指定管理に係る評価結果（一次評価）

資料4

特記事項	令和7年度は、各種点検・訓練を適宜実施するとともに、発災時においても安全性の確保に努めている姿勢が顕著に表れている。 台風22号による被災時には、今までの自然災害訓練の経験を活かし、A2-HQを設置し、各機関との迅速な情報共有を図った。 また、ゲートの倒壊やボーディングブリッジの破損が発生したが、復旧等を迅速に行い、運航に滞りが出ないようにした。この対応により、災害救援の受入れ等もスムーズに行った。 今回は断水が発生したことから、備蓄水の数量の見直しを行い、追加配備をしており、次回の台風被害に備えた対策も既にされている。
要改善事項等	特になし。

【一次評価結果】

評点	標準点	評価基準			
		S	A	B	C
	35点	47点以上	44点以上 46点以下	31点以上 43点以下	30点以下

一次評価結果	得点	
	43点	B

【確認事項】

指定管理者の財務状況	(1)収支決算報告書を確認した。 支出実績は人件費及び事業費ともに支出計画の範囲に収まっている。 (2)賃借対照表・損益計算書を確認した。これらを基に経営基盤計算書を作成し財務状況を調査したところ 健全性は確保されており、事業継続に支障がないと判断した。

特命要件の継続	特命選定要件(「東京都指定管理者制度に関する指針(令和6年4月1日)」より) 山間や島しょなどに設置され、地理的に事業者の参入機会が限定される施設に該当している。また、以下のとおり特命要件が継続していることを確認した。 対象施設は、東京の南方海上約290kmに位置する八丈島(東京都 八丈町)に所在し、地理的に事業者の参入機会が限定される施設である。 専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機 が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性がある。

資料４（別紙）

令和7年度　八丈島空港の利用についてのアンケート

	回答日	Q1						Q2							Q3
		性別	年齢	住所	利用目的	利用機体	利用状況	電話対応	窓口対応	空港使用料金の徴収事務対応	スポットの分かりやすさ	空港施設の使いやすさ	空港施設のきれいさ	全体の満足度	自由記入欄
1	5/15	男	60歳~	島外	観光	小型機	着陸・停留	4	5	5	3	4	4	4	
2	7/6	男	60歳~	島外	観光	小型機	着陸・停留	5	5	5	5	5	5	5	
3	7/24	男	40~50代	島外	仕事	小型機	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
3	7/26	男	40~50代	島外	観光	小型機	着陸・停留	5	5	5	5	5	5	5	
5	8/6	男	40~50代	島外	仕事	回転翼	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
6	8/19	男	60歳~	島外	観光	小型機	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
7	8/23	男	60歳~	島外	観光	小型機	着陸	5	5	5	5	5	5	5	
8	3/21	男	40~50代	島外	観光	小型機	着陸・停留	5	5	5	5	5	5	5	あり
9															
10															
11															
令和7年度アンケート評価平均値								4.88	5.00	5.00	4.75	4.88	4.88	4.88	

Q3 自由記入欄コメント
空港のイベントで小型機も呼んでください

資料５

空港の指定管理に係る二次評価

○施　　設　　名：東京都八丈島空港

○指 定 管 理 者 名：八丈島空港ターミナルビル株式会社（特命）

○指　　定　　期　　間：令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで

○令和７年度評価結果：下表のとおり

項　　目	評　価　内　容
二次評価	B
管理状況	・配置計画に沿った人員体制を維持するとともに空港管理業務に必要な研修や OJT、能力確認を継続的に実施し、職員の知識・技能向上に努めた。 ・A2-BCP ガイドラインの改訂に合わせた訓練ができている。地方空港を想定した内容で訓練を実施できた。台風 22 号の発災時には今までの自然災害訓練の経験を活かし、A2-HQ を設置し、各機関との情報共有を図りながら、災害救援機の受入れ等もスムーズに行った。
事業効果	・事業計画に基づく各種利用者サービス及び利用促進事業を着実に実施している。空港見学イベントやクリスマスナイトツアー、「空の日」イベントなどを通じて空港への理解促進及び親しみやすい空港づくりに取り組んだ。